

令和 8 年度 観光産業の底上げをはかる観光リサーチプラットフォームの構築委託業務
業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1. 適用

本要項は、令和 8 年度 観光産業の底上げをはかる観光リサーチプラットフォームの構築委託業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度 観光産業の底上げをはかる観光リサーチプラットフォームの構築委託業務

(2) 目的

本業務は、奈良県を訪れる観光客の基礎データ（属性、行動、消費、来訪の動機等）を詳細にアンケート（リサーチ）し、その収集データを分析・可視化することで、観光産業の発展に活用するための「観光リサーチプラットフォーム」を構築するものである。観光リサーチプラットフォームの構築・活用により、有効な観光戦略・施策立案や観光地の収益改善に繋げ、観光産業の底上げをはかることを目的とする。

(3) 委託内容

- ① デジタル媒体を使ったアンケート調査及び分析
- ② 調査結果と分析のフィードバック
- ③ アンケート結果と分析を基にした施策案の提案

※詳細は別紙「令和 8 年度 観光産業の底上げをはかる観光リサーチプラットフォームの構築委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した一切の経費は提案者の負担とする。

(5) 委託料上限額

9,000,000 円（消費税及び地方消費税等に相当する額（10%）を含む。）

(6) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 24 日まで

3. 提案者の参加資格

(1) 応募資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- ② 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること
- ③ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、営業種目 Q4「検査・分析・調査義務」に登録をしている者であること

ること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）

- ④ この公告に係る契約締結年度を除き過去５年間に国、地方公共団体等又は登録観光地域づくり法人（DMO）と同種（※デジタル媒体によるリサーチ調査）の契約を締結し、これを誠実に履行した者であること
- ⑤ 県税を滞納していない者
- ⑥ 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑦ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（更生手続開始の決定を受けた者を除く）
- ⑧ 平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条の規定による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること
- ⑨ 平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（再生計画の認可の決定を受けた者を除く）

（２）失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 上記３（１）に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ⑤ 提出書類等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

４．手続き等

（１）担当課

住 所	〒６３０－８５０１ 奈良市登大路町 30 番地
担 当 課	奈良県観光経済課
電話番号	０７４２－２７－８４３５
E メール	narakanko@office.pref.nara.lg.jp

（２）募集要項及び仕様書の配布

配布期間	令和８年９月８日（火）から９月２８日（月）正午まで
配布方法	奈良県ホームページからダウンロードすること。 ※奈良県ホームページ（ https://www.pref.nara.lg.jp/index.html ） トップページ ＞ しごと・産業 ＞ 入札・契約・免許 ＞ 入札等のお知らせ ＞ 観光・文化に関する入札等

(3) 仕様書等に関する質問

受付期限	令和8年9月18日（金）正午まで
質問方法	・質問書【様式1】により(1)担当課あてに電子メールにて提出すること。 ・電子メールの件名は「観光リサーチプラットフォームの構築委託業務プロポーザルに係る質問書」とすること。来訪または電話など口頭での質問は受け付けない。 ・送付後、必ず電話にて確認の連絡をすること。
回答方法	・質問に対する回答は、質問の要旨と合わせて奈良県ホームページにて随時公表する。 ※奈良県ホームページ (https://www.pref.nara.lg.jp/index.html) トップページ > しごと・産業 > 入札・契約・免許 > 入札等のお知らせ > 観光・文化に関する入札等 ・質問者名の公表および個別の回答は行わない。

(4) 参加申込

提出期限	令和8年9月28日（月）正午（必着）まで
提出先	(1)の担当課に同じ
提出方法	持参又郵送による。 ※封筒に「参加申込書在中」と朱書きすること。 ※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで（正午から13時までの間は除く。）とする。 ※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。
提出書類	・参加申込書【様式2】 ・誓約書【様式3】 ・参加申込者概要書【様式4】 ・類似業務受注実績【様式5】 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31年までの間）に受託し、履行した同種業務の実績を記載すること。（契約書の写し等を添付） ※同種業務：国および地方公共団体、地方独立行政法人、登録観光地域づくり法人（DMO）が実施するデジタル媒体によるリサーチ調査
備考	参加申込書を提出後、企画提案書を提出しないこととなった場合、速やかに(1)の担当課へ連絡のうえ、令和8年10月6日（火）正午までに、参加辞退届【様式6】を持参又は郵送により提出すること。

(5) 企画提案書の提出

提出期限	令和8年 10月6日（火）正午（必着）まで
------	-----------------------

提出先	(1)の担当課
提出方法	持参又は郵送による。 ※封筒に「企画提案書在中」と朱書きすること。 ※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで（正午から13時までの間は除く。）とする。 ※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。
提出部数	9部（正1部、副8部/提出物一式）、pdfデータ（正/副）
提出物	・企画提案書の表紙【正：様式7】【副：様式7－1】 ・企画提案書（様式任意 サイズはA4（※1） ・見積書（※2）
留意事項	・提案は、1者につき1提案とする。 ・副8部については、提案者を判読できるような用紙の仕様や記載を行わないこと。 ・表紙を除いて、企画提案書には通し番号又はページを付すること。

（※1）企画提案書には、「仕様書」及び6（1）の審査基準を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。各項目にインデックスを付すなど閲覧性に配慮すること。

（ア）業務実施方針・業務スケジュール

「仕様書」に記載の業務内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載し、業務実施方針及び業務スケジュールを提示すること。

（イ）業務実施体制

本業務の実施にあたり、業務実施体制並びに業務責任者および各担当者の役割分担、実務経験年数、資格について記載すること。加えて、業務責任者および業務担当者が担当したデジタル媒体によるリサーチ調査の実績として、以下の事項を記載すること。

- ・国又は地方公共団体等又は登録観光地域づくり法人（DMO）を対象としたデジタル媒体によるリサーチ調査実績：1件以上
- ・各案件における具体的な関与内容

（ウ）デジタル媒体を使ったアンケート調査及び分析

- ・アンケートの調査手法、実施場所、プレゼント企画の内容、アンケート項目、広報（周知方法）を記載すること。
- ・アンケート調査については、回答数を上げるための取組がわかるように記載すること。
- ・プレゼント企画については、国内観光客と訪日外国人旅行者それぞれのプレゼント内容、当選数、応募から当選者への配送までのスケジュール、抽選の手法等について記載すること。

（エ）調査結果と分析のフィードバック

- ・分析結果の内容（分析項目、指標等）を記載すること。
- ・アンケート結果の分析方法、フィードバックの仕組み等について記載すること。

(オ) アンケート結果と分析を基にした施策案の提案

- ・分析結果・施策案等をわかりやすく示すための資料の構成、見せ方を記載すること。
- ・アンケート調査の手法、調査項目等を踏まえ、どのような視点で分析し、施策案に結びつけるか記載すること。なお、施策案については、奈良県の課題感を踏まえ記載すること。

(※2) 宛先は「奈良県知事」とすること。

見積額は、委託上限額を超えないこと。見積もりに当たっては、一式計上ではなく、第三者による客観的な判断が可能な積み上げ方式（各項目の単価が判断できる内容）とすること。

5. 日程

令和8年9月 8日（火）	募集要項配布、参加表明書及び質問受付開始
令和8年9月18日（金）	質問受付終了（正午まで）
令和8年9月28日（月）	参加申込受付（正午まで）
令和8年10月6日（火）	企画提案書受付終了（正午まで）
令和8年10月13日（火）頃	受託事業者選定審査会開催予定（プレゼンテーション実施）

6. 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の審査

- ① 企画提案書等の審査は、「令和8年度 観光産業の底上げをはかる観光リサーチプラットフォームの構築委託業務委託事業者選定審査委員会（以下「選定審査会」という。）」により、次の審査項目について採点を行うものとする。選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も合計得点の高い1事業者を最優秀提案者として選定する。また、提案者が2者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まずに審査手続きを行う。

なお、審査委員の合計点を集計した総得点が6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。審査は非公開とする。

(ア) 業務遂行能力

- ・本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。（評価全体の10％）
- ・業務実施手順・業務スケジュールは適切であるか。（評価全体の5％）
- ・本業務を円滑に遂行できる実施体制が整っているか（責任者・担当者の実績・専門性を踏まえ、適切な人材配置がなされているか）。（評価全体の5％）
- ・国又は地方公共団体等又は登録観光地域づくり法人（DMO）と業務を履行した実績があるか（評価全体の5％）

(イ) 調査の実施方法

- ・アンケート調査の手法が適切であり、回答数を上げるための工夫ができているか（評価全体の15％）
- ・調査の実施場所が業務目的に整合しているか（評価全体の10％）

- ・プレゼン企画は、回答者の参加促進につながる魅力的な内容となっているか（評価全体の15%）
- ・様々な属性の観光客から回答を得るための有効な広報（周知）方法が提案できているか（評価全体の10%）

（ウ）調査データ分析と可視化

- ・調査結果データを今後の事業の改善やマーケティング等に活用するためどのような観点から分析し、可視化するか（評価全体の10%）

（エ）フィードバックの方法

- ・アンケート結果のフィードバックについて、対象施設が改善等に活用しやすい内容であり、運用可能な仕組みとなっているか（評価全体の5%）

（オ）経費見積

- ・経費の積算が提案内容に見合った妥当な金額となっているか。（評価全体の10%）

- ② 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④ プレゼンテーション及び質疑応答を実施する場合は、令和8年10月13日頃に行う予定。時間等詳細は、後日提案者に対して通知する。

（2）事業者との契約

- ① 上記6（1）により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消となった場合には、その事業者との契約は行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。
- ② 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - （ア）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - （イ）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - （ウ）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - （オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) 下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) 電子契約の可否

① 本契約は電子契約を可能とする。

② 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（別添）を4（4）で示す参加申込み手続きとあわせて原則電子メール（やむを得ない場合持参・郵送可）で提出すること。

(4) その他

採択された案件は、県と協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. その他

(1) 提出された書類は、返却しない。また、提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。

(2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

(3) 選定結果として提案書等を提出した事業者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合、及び県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。

(4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(5) 募集および契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。

(6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。

(7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。